

第17回 定時株主総会 継続会開催ご通知

日時 2026年7月15日(水曜日) 午後1時

場所 岡山県岡山市北区駅元町15番1号
ANAクラウンプラザホテル岡山
1階 曲水

JET

株式会社 ジェイ・イー・ティ

証券コード：6228

継続会開催ご通知

(証券コード6228)
2026年6月30日

株 主 各 位

岡山県浅口郡里庄町新庄金山6078番

株式会社ジェイ・イー・ティ

代表取締役CEO

房 野 正 幸

代表取締役専務

平 井 洋 行

第17回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本継続会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

本継続会の電子提供措置事項は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「IR情報」を選択してご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.globaljet.jp/>

また、電子提供措置事項は、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっておりますので、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）、株主総会資料掲載ウェブサイト「ネットで招集」にアクセスのうえ、ご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジェイ・イー・ティ」又は「コード」に「6228」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【株主総会資料掲載ウェブサイト「ネットで招集」】

<https://s.srdb.jp/6228/>

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月15日（水曜日）午後1時
2. 場 所 岡山県岡山市北区駅元町15番1号
ANAクラウンプラザホテル岡山 1階 曲水
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び「ネットで招集」ウェブサイトに掲載させていただきます。
その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.globaljet.jp/>) に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

【第17回定時株主総会継続会の開催について】

当社は、「一部の過年度会計処理について、売上計上時期（2023年12月期及び2024年12月期）に関する事実関係の調査など確認すべき事項」が生じたため、2026年2月6日に「2025年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」と題する適時開示を行いました。

また、本事案については独立性・客観性を確保した体制で十分かつ適切に調査を実施する必要があると判断し、当社と利害関係のない外部専門家のみで構成される特別調査委員会を設置いたしました。

その後、特別調査委員会による調査、調査結果を踏まえた影響額の算定、過年度訂正及び監査法人による追加的な監査手続きが必要となり、決算手続きに時間を要しました。

これにより、2026年3月30日開催の第17回定時株主総会において、報告事項「第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件」（以下、「本報告事項」といいます。）を株主の皆様にご報告することができませんでした。

そのため、弊社は第17回定時株主総会において、本報告事項を目的事項として本継続会を開催させていただくこと及びその日時・場所の決定を取締役に一任いただくことを、ご来場の株主様にご承認いただきました。

このたび、一連の決算手続きが完了したことから、本継続会を開催できる運びとなりましたので、ご通知申し上げます。

今般は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。また、当社はこの事態を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、ガバナンス体制の根本的な刷新とコンプライアンス意識の徹底を最優先課題として取り組んでいく所存でございます。再生に向けた改善の取り組みを通じて、一日も早く皆様の信頼を回復してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも当社への変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、消費動向は改善されつつあり緩やかな成長も見られますが、依然として米国政府による通商政策の影響など不確実性の高い環境下での推移が続いており、不透明な状況が継続しております。

その中で、当社グループが属しております半導体業界におきましては、エレクトロニクス製品等の世界的な消費停滞が継続しており、特に中国市場においては、ここ数年間の成熟世代半導体向け新規設備投資増強の影響もあり、ファウンドリの設備稼働率は停滞しております。一方、メモリーにおいては、DRAM及びNANDフラッシュの価格が上昇に転じ、データセンター向け投資に伴うAIサーバー向け需要は継続しております。このような状況のもと、半導体製造装置市場は、成熟世代半導体向け装置については停滞感が継続している一方、生成AIに関連した先端半導体向け装置については、高水準の設備投資が継続しております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、日本向け洗浄装置の立上は翌期へと延期されましたが、韓国メモリーメーカー向けにおいては一部装置において前倒しで立上が完了し、中国向け洗浄装置についても計画どおり立上が完了しました。ただ、前年からは大きく減収となり、また利益につきましても、中国市場にて国産メーカーと競合のうえ受注した案件、開発要素の多い新規案件など利益率の低い案件を計上したことに加え、製品の棚卸評価損等の計上により営業利益、経常利益は大きくマイナスとなり、親会社株主に帰属する当期純利益については、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上等も加わり、当連結会計年度の業績としては厳しい結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は、146億62百万円（前期比24.1%減少）、営業損失は14億93百万円（前年同期は営業利益10億87百万円）、経常損失は15億75百万円（前年同期は経常利益9億60百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は23億36百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益5億40百万円）となりました。

売上高

146億62百万円

前期比 △24.1%

経常損失

15億75百万円

前期比 一%

営業損失

14億93百万円

前期比 一%

親会社株主に
帰属する
当期純損失

23億36百万円

前期比 一%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に取得した有形固定資産は412百万円となりました。主な設備投資につきましては、以下のとおりです。

- ・ 新型枚葉式半導体洗浄装置の開発・試験研究及びウエハ洗浄プロセスにおける評価・試験研究装置

(3) 資金調達の状況

①当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 2025年12月31日
コミットメントラインの契約総額	6,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,500百万円

②当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 2025年12月31日
当座貸越の契約総額	6,300百万円
借入実行残高	500百万円
差引額	5,800百万円

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境は、消費動向は改善されつつあり緩やかな成長も見られますが、依然として米国政府による通商政策の影響など不確実性の高い環境下での推移が続いており、不透明な状況が続くと予想しております。

当社グループを取り巻く事業環境では、エレクトロニクス製品等の世界的な消費停滞が継続しており、特に中国市場においては、ここ数年間の成熟世代半導体向け新規設備投資増強の影響もあり、ファウンドリの設備稼働率は停滞しております。一方、メモリーにおいては、DRAM及びNANDフラッシュの価格が上昇に転じ、データセンター向け投資に伴うAIサーバー向け需要は継続しております。このような状況のもと、半導体製造装置市場は、成熟世代半導体向け装置については停滞感が継続している一方、生成AIに関連した先端半導体向け装置については、高水準の設備投資が継続すると予想しております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、DRAMの微細化や積層数増加によるHBMの容量拡大、NANDフラッシュの3D構造のさらなる高層化等に対応し、積極的な投資を実行する韓国メーカーに対し、米国市場等新たな地域でのサービス体制の構築、新たな洗浄装置の提案などの対応を強化してまいります。また、米国子会社（JET AMERICA INC.）にて、米国市場の新規顧客開拓に取り組んでおり、日本市場においては、最先端プロセスへの対応では実績を積み上げつつ、加えて業界内での同業各社との共創にも取り組み、新たな顧客の開拓を進め、中国市場においては、新規及び既存の設備投資を継続する半導体メーカーに対し、中国製装置の投入などの対応を強化してまいります。

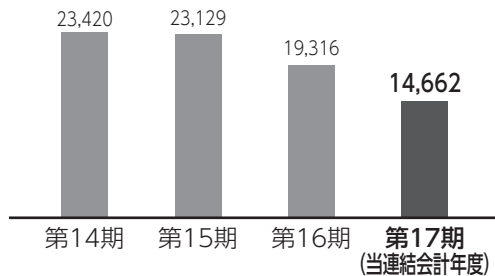
今回の会計不正に関する特別調査委員会からの指摘、提言を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでいます。また、コンプライアンスの浸透を図るため、コンプライアンスを企業の経営上の重要課題の一つと位置付け、再発防止策を含めた内部統制システムの運用の徹底に努め、コンプライアンス体制の強化を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

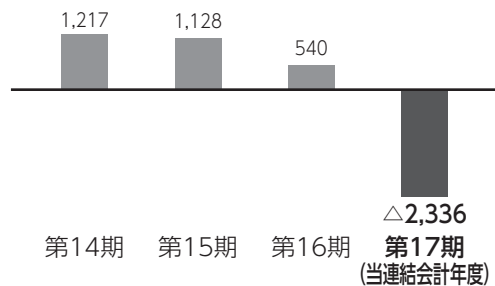
区 分	2022年12月31日 第14期	2023年12月31日 第15期	2024年12月31日 第16期	2025年12月31日 第17期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	23,420	23,129	19,316	14,662
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,018	1,593	960	△1,575
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	1,217	1,128	540	△2,336
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	107.63	95.59	41.19	△177.97
総 資 産 (百万円)	28,551	29,817	26,026	19,512
純 資 産 (百万円)	8,274	11,823	12,103	9,720
1株当たり純資産額 (円)	731.65	901.88	922.03	740.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数によっております。
2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
3. 連結計算書類 連結注記表 [誤謬の訂正に関する注記]に記載のとおり、過年度における不適切な会計処理及び誤謬が判明し、金融商品取引法の規定に基づき過年度の有価証券報告書を訂正したため、第14期から第16期までの財産及び損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。

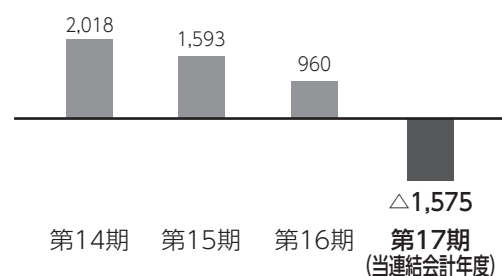
□ 売上高 (百万円)



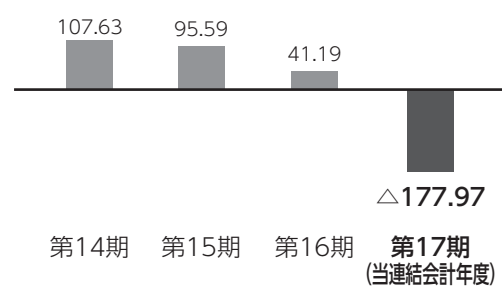
□ 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)



□ 経常利益又は経常損失(△) (百万円)



□ 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はZEUS Co., Ltd.であり、当社株式8,700,000株（議決権比率66.3%）を保有しております。

当社は、親会社又は子会社等の関連当事者との取引を行うにあたっては、社外取締役及び社外監査役で構成する特別委員会で審議し、独立第三者との取引と同等であり少数株主の利益を損なうものではないことを確認しております。このことから、当社取締役会は、これらの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Oribright Shanghai Co., Ltd.	(USD) 250,000	100.0 %	半導体製造装置の販売及びアフターメンテナンス業務等
J.E.T. Semi-Con. International Taiwan, Inc.	(NTD) 15,000,000	100.0	半導体製造装置の販売及びアフターメンテナンス業務等
J.E.T. Korea Co., Ltd.	(KRW) 1,000,000,000	100.0	半導体製造装置の製造・販売
JET AMERICA INC.	(USD) 2,000,000	100.0	半導体製造装置の販売
株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ	(円) 49,500,000	100.0	農産物の生産・販売

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
半導体製造装置の開発、製造及び販売	半導体洗浄装置
フィールドサービス	国内及び海外の顧客向けの装置メンテナンス、改造工事などの役務
アグリ事業	ミニトマト

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本社工場	岡山県浅口郡
東京事務所	東京都羽村市
大阪事務所	大阪市淀川区
九州出張所	大分県大分市
笠岡ファーム	岡山県笠岡市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
275名	18名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社広島銀行	1,700 百万円
株式会社三井住友銀行	1,000
株式会社山陰合同銀行	650
株式会社みずほ銀行	500
株式会社三菱UFJ銀行	383
株式会社商工組合中央金庫	356
株式会社伊予銀行	255

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 46,680,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,126,352株 (自己株式343,648株を除く。) |
| (3) 株主数 | 7,685名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	8,700,400 株	66.28 %
房野 正幸	54,000	0.41
中西 弥重子	53,000	0.40
高橋 聡貴	51,000	0.39
中西 章夫	45,000	0.34
平井 洋行	40,800	0.31
株式会社山鹿ホールディングス	36,000	0.27
JPモルガン証券株式会社	34,799	0.27
株式会社SBI証券	33,871	0.26
増田 隆	33,000	0.25

(注) 当社は、自己株式343,648株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	房野正幸	Oribright Shanghai Co.,Ltd. 董事 J.E.T.Semi-Con.International Taiwan,Inc. 董事 J.E.T.Korea Co.,Ltd. 理事 JET AMERICA INC. 取締役 株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ 取締役 製造部門担当
専務取締役	平井洋行	J.E.T.Korea Co.,Ltd. 理事 JET AMERICA INC. 取締役 営業部門担当
常務取締役	増田隆	Oribright Shanghai Co.,Ltd. 董事 J.E.T.Semi-Con.International Taiwan,Inc. 董事 J.E.T.Korea Co.,Ltd. 理事 JET AMERICA INC. 取締役
取締役CFO	伊藤聡	Oribright Shanghai Co.,Ltd. 監査役 J.E.T.Semi-Con.International Taiwan,Inc. 監察 J.E.T.Korea Co.,Ltd. 監査役 株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ 取締役
取締役	田淵裕久	
取締役	奥田哲也	奥田法律事務所 所長 株式会社トマト銀行 監査役
取締役	深尾稔	
常勤監査役	今井志郎	株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ 監査役
監査役	寺尾耕治	寺尾公認会計士事務所 所長 大黒天物産株式会社 監査役
監査役	山本実治	

- (注) 1. 取締役田淵裕久氏、奥田哲也氏及び深尾稔氏は、社外取締役であります。
2. 監査役寺尾耕治氏及び山本実治氏は、社外監査役であります。
3. 2025年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、問田宗寿氏及び小野保氏の両名は、任期満了により、取締役を退任いたしました。
4. 当社は、取締役田淵裕久氏、取締役奥田哲也氏、取締役深尾稔氏、監査役寺尾耕治氏及び監査役山本実治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役寺尾耕治氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする旨定款に定めております。

なお、当社責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、及び子会社の取締役、監査役であります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年2月19日の取締役会において決議しております。

当社の取締役の基本報酬の報酬限度額は、2020年9月30日開催の臨時株主総会決議により年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と定められております。また取締役の報酬等は、月額報酬、賞与及び退職慰労金で構成されております。月額報酬、賞与における権限の内容及び裁量の範囲は、上記株主総会で決議された範囲内であります。月額報酬については、取締役会にて職位別に定められた基本額に所定の業績評価を加算した額を毎月支払っております。賞与については、取締役会にてその支給総額を決定し、各取締役への個別支給額の決定方針については、任意の諮問機関である指名報酬委員会（委員長：田淵裕久氏）の答申を得て決定しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定は、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会が代表取締役CEO房野正幸に委任することとし、代表取締役CEO房野正幸が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。なお、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

退職慰労金については、株主総会で「役員退職慰労金支給規程（2017年12月取締役会〔2017年12月15日開催〕決議）」に定める一定の基準に従い支給することの決議を受けたうえで、金額、時期、方法等については取締役会の決議により決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役CEO房野正幸に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況、各取締役への委嘱業務の内容及びその成果等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞 与	退職慰労金	
取締役	106	99	-	7	9
(うち社外取締役)	(13)	(12)	(-)	(0)	(4)
監査役	15	14	-	1	3
(うち社外監査役)	(6)	(6)	(-)	(0)	(2)

- (注) 1. 上表には、2025年3月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 退職慰労金は、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の取締役の員数は7名であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2017年3月17日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の監査役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 田淵 裕久

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、13回（定時12回、臨時1回）のうち13回全てに出席し、長年にわたる銀行員としてまた企業経営者としての豊富な経験に基づく知見から、必要な発言を適宜行っております。

② 取締役 奥田 哲也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、13回（定時12回、臨時1回）のうち13回全てに出席し、上場企業の監査役としてまた、弁護士としての豊富な知見から、必要な発言を適宜行っております。

③ 取締役 深尾 稔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

2025年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会、10回（定時9回、臨時1回）のうち10回全てに出席し、長年にわたる豊富な経験に基づく知見から、必要な発言を適宜行っております。

④ 監査役 寺尾 耕治

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会には、13回（定時12回、臨時1回）のうち12回（定時11回、臨時1回）に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査役会には13回のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

⑤ 監査役 山本 実治

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会には、13回（定時12回、臨時1回）のうち13回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査役会には13回のうち13回全てに出席し、製造業における実務及びシステムに関する豊富な経験から、必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2025年3月26日開催の第16回定時株主総会においてEY新日本有限責任監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったACアーネスト監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	120百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務の遂行状況や報酬見積の根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるOribright Shanghai Co., Ltd. (欧利白科技(上海)有限公司)及びJ.E.T. Semi-Con. International Taiwan, Inc. (協裕國際科技股份有限公司)は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする旨定款に定めております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、かつ改善の見込みがなく解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査品質、独立性等について総合的に勘案し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を次のとおり定めております。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理・法令遵守を推進するため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設けるほか、必要な社内の体制を整備する。
- ② 取締役および使用人が遵守すべき具体的行動基準として「コンプライアンス基本方針」や「クレド」を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- ③ 社内及び社外の第三者機関を通報窓口とした内部通報体制を構築し、組織的または個人的な法令や定款に違反する行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ④ 法令遵守の最重要事項のひとつである安全保障貿易管理について、「安全保障輸出管理規程」を制定し、「安全保障輸出管理委員会」を設置する。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を行い、問題点の把握、指摘及び改善活動を推進する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」及び「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項および社長や担当役員等に委任される事項を規定する。
- ② 取締役会または社長が決定する重要事項について、協議機関として「常務会」を設置し、方針の審議、ないし実行の審議を行う。
- ③ 「指名報酬委員会規程」を制定し、取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を社外取締役とする「指名報酬委員会」を設置して、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高める。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、規程を整備し、適切に保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効率的かつ総合的に実施する。
- ② 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減および危機発生の未然防止に努めるため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。

(5) 子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的開催する。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
- ③ 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。
- ④ 子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス基本方針」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。同時に、子会社に対し、それぞれの所在国における法令やビジネス慣習、事業形態等を勘案した行動規範やガイドライン等の制定を求める。また、子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。

-
- (6) 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制
- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の適用法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ② 当社の各部門及び子会社は、その業務の遂行にあたり、業務分掌により牽制、モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- (7) 監査役への報告に関する体制およびその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役等、使用人および子会社の監査役（監事）は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
 - ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
 - ③ 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を規程に定め、子会社に対し、同様の規程を制定するよう指導する。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役求めがある場合、職務を補助すべき専任の使用人を置く。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会及びその他必要と認める重要な会議に出席する。
 - ② 監査役は、取締役や経営陣との面談、事業場や子会社への往査を定期的実施する。
 - ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門から定期的に報告を受け、また意見交換を行う。
 - ④ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメントを効果的・総合的に行うために、リスク管理委員会を定期的に開催し、適切な対応を行っております。

(2) 当期における主な会議の開催状況

- ① 取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための社外取締役、社外監査役の出席状況は17頁の「4. 会社役員に関する事項 (5) 社外役員に関する事項」に記載のとおりです。
- ② 監査役会は13回開催され、監査役の職務遂行が実効的に行われるために、監査役会の他にも、会計監査人及び内部監査部門との相互連携を定期的に行っております。

(3) 内部監査の実施

当社における当社グループの内部監査の取り組みは、内部監査年間計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、適宜指導を行っております。

(4) 従業員教育の実施状況

当社及び当社グループは、従業員による法令順守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づくコンプライアンス研修を、定期的かつ継続的に行っております。

8 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現段階では当該「基本方針」及び「買収防衛策」を特に定めてはおりません。

当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値のより一層の向上を目指しており、今後、積極的なIR活動を通じて当社の経営方針や業績等を利害関係者に対して適切かつタイムリーに伝えてまいります。

9 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、事業環境の変化に対応できる財務の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実などを総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施していくこととし、連結配当性向20%以上の配当金を支払うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度においては、業績を勘案し、誠に遺憾ではありまするが、期末配当を無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申しあげるとともに、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の業績回復と復配に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,103	流動負債	5,573
現金及び預金	2,035	支払手形及び買掛金	512
受取手形、売掛金及び契約資産	669	短期借入金	500
商品及び製品	2,740	1年内返済予定の長期借入金	373
仕掛品	3,158	未払法人税等	33
原材料及び貯蔵品	8,887	リース債務	9
その他	619	前受金	2,986
貸倒引当金	△6	賞与引当金	56
固定資産	1,408	製品保証引当金	226
有形固定資産	1,151	受注損失引当金	492
建物及び構築物	276	その他	382
機械装置及び運搬具	34	固定負債	4,218
土地	304	長期借入金	3,970
建設仮勘定	475	リース債務	18
その他	61	役員退職慰労引当金	75
無形固定資産	102	資産除去債務	11
その他	102	繰延税金負債	143
投資その他の資産	155	負債合計	9,792
繰延税金資産	11	(純資産の部)	
その他	143	株主資本	9,127
		資本金	1,848
		資本剰余金	1,879
		利益剰余金	5,561
		自己株式	△162
		その他の包括利益累計額	593
		為替換算調整勘定	593
		純資産合計	9,720
資産合計	19,512	負債及び純資産合計	19,512

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,662
売上原価		13,378
売上総利益		1,283
販売費及び一般管理費		2,776
営業損失		1,493
営業外収益		
受取利息	17	
補助金収入	12	
その他	5	34
営業外費用		
支払利息	63	
持分法による投資損失	0	
為替差損	6	
支払手数料	41	
その他	4	116
経常損失		1,575
税金等調整前当期純損失		1,575
法人税、住民税及び事業税	71	
法人税等調整額	689	760
当期純損失		2,336
親会社株主に帰属する当期純損失		2,336

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日残高	1,848	1,879	8,343	△162	11,908
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	△366	－	△366
遡及処理後2025年1月1日残高	1,848	1,879	7,976	△162	11,542
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△78	－	△78
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	－	△2,336	－	△2,336
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△2,414	－	△2,414
2025年12月31日残高	1,848	1,879	5,561	△162	9,127

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2025年1月1日残高	560	560	12,469
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	△366
遡及処理後2025年1月1日残高	560	560	12,103
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△78
親会社株主に帰属する 当期純損失	－	－	△2,336
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	32	32	32
連結会計年度中の変動額合計	32	32	△2,382
2025年12月31日残高	593	593	9,720

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

Oribright Shanghai Co., Ltd. (欧利白科技(上海)有限公司)

J.E.T. Semi-Con. International Taiwan, Inc. (協裕國際科技股份有限公司)

J.E.T. Korea Co., Ltd.

JET AMERICA INC.

株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

新必思半導体科技(南通)有限公司

なお、新必思半導体科技(南通)有限公司は、当連結会計年度中に当社の連結子会社であるOribright Shanghai Co., Ltd.が新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

a 商品及び製品、仕掛品

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

b 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法、在外子会社は定額法

ただし、当社は、建物（建物附属設備を除く）、機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～38年

機械装置及び運搬具 4年～12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証期間内の発生見込額を計上しております。

④受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①当社グループは、半導体製造装置の開発・製造・販売、並びに、納入済み装置に対する保守用部品、サービス及び装置改造の提供を主な事業の内容としております。これら装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供、保守用部品の販売、改造・保守サービス等の提供を主な履行義務として識別しております。

②履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

半導体製造装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供については、主として、装置の立上に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

保守用部品の販売については、主として、顧客に保守用部品が引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、保守用部品の国内の販売において出荷時から当該保守用部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

改造については、主として、改造作業が完了した時点で収益を認識しております。

保守サービスについては、主として、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,740百万円
仕掛品	3,158百万円
原材料及び貯蔵品	8,887百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品及び製品、仕掛品は、原則として、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超える原材料及び貯蔵品については、用途による分類を行ったうえで、販売可能性又は使用可能性を考慮し、保有期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

処分見込の棚卸資産については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

これらは、将来の需要予測及び市場状況に基づいて決定しておりますが、当社グループが参画している半導体業界は、短期的に需給バランスが崩れ市場規模が大きく変動することがあり、半導体市場の予期せぬ急激な縮小が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の帳簿価額の切り下げが追加で必要となる可能性があります。

2. 製品保証引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

226百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

当社グループの製品は、多くの技術が統合された製品であり、予期せぬ不具合が発生した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加のアフターサービス費用の計上が必要になる可能性があります。

誤謬の訂正に関する注記

当社は、2026年2月6日付「2025年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2026年2月9日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、一部の過年度会計処理について、売上計上時期（2023年12月期及び2024年12月期）に関する事実関係の調査など確認すべき事項が生じたことから、当社と利害関係のない外部専門家である弁護士及び公認会計士によって構成された特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

当社は、特別調査委員会から2026年4月30日に調査報告書を受領し、その結果、2022年12月期から2024年12月期にかけて、複数の半導体洗浄装置の売上計上時期を不正に操作する不適切な会計処理が行われたことが判明いたしました。

これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並びに中間連結財務諸表を訂正することいたしました。

なお、訂正に際しては、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項、及び追加的に判明した会計処理の誤謬の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は366百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産減価償却累計額	1,093百万円
---------------	----------

3. 役員退職慰労引当金には、執行役員退職慰労引当金2百万円を含んでおります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 13,470,000株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数
普通株式 343,648株

3. 剰余金の配当に関する事項
 - ①当連結会計年度における配当実績に関する事項
 - ・配当金総額 78百万円
 - ・配当の原資 利益剰余金
 - ・1株当たり配当額 6円00銭
 - ・基準日 2024年12月31日
 - ・効力発生日 2025年3月27日

 - ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となる事項
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金で運用し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によっております。営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクとその一部が為替リスクに晒されており、稟議制度に従うとともに、営業担当部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行うことで管理しております。営業債務である買掛金は、短期に支払期日が到来するものであり、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	4,344	4,268	△76
(2) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	28	26	△1
負債計	4,372	4,294	△77

(※) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社出資金	52

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	4,268	—	4,268
リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	—	26	—	26
負債計	—	4,294	—	4,294

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を当該借入又はリース債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益について、顧客の所在地を基礎とした国又は地域に分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	半導体事業		
日本	232	30	262
韓国	6,338	—	6,338
中国	6,525	—	6,525
台湾	294	—	294
米国	690	—	690
その他	549	—	549
外部顧客への売上高	14,631	30	14,662

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アグリ事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	593
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	520
契約資産 (期首残高)	116
契約資産 (期末残高)	148
契約負債 (期首残高)	4,520
契約負債 (期末残高)	2,996

契約資産は、主に製品の販売において、立上完了時に認識した収益に関して支払条件の充足を必要とする対価に対する権利であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するより前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであり、履行義務の充足による収益の認識に伴い取り崩されま

す。
当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,675百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	740円54銭
1 株当たり当期純損失	△177円97銭

重要な後発事象に関する注記

(過年度決算訂正関連費用等)

当社は、一部の過年度会計処理について、売上計上時期（2023年12月期及び2024年12月期）に関する事実関係の調査などに加え、新たに確認すべき事項が発生していたことから、当社と利害関係のない外部専門家である弁護士及び公認会計士によって構成される特別調査委員会を設置し調査を行い、2026年4月30日付で特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。同委員会の調査結果を踏まえ、過年度決算の訂正を行いました。

当該調査費用及び過年度決算の訂正等に要する費用は、翌連結会計年度の連結計算書類において特別損失に計上する予定です。当該費用は、現在集計中ではありますが、約440百万円を見込んでおります。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,716	流動負債	5,542
現金及び預金	1,103	買掛金	622
受取手形、売掛金及び契約資産	412	短期借入金	500
製品	2,744	1年内返済予定の長期借入金	373
仕掛品	3,159	前受金	3,005
原材料及び貯蔵品	8,733	賞与引当金	56
その他	562	製品保証引当金	107
固定資産	1,776	受注損失引当金	491
有形固定資産	1,248	その他	385
建物	292	固定負債	4,062
機械及び装置	33	長期借入金	3,970
土地	304	役員退職慰労引当金	75
建設仮勘定	475	資産除去債務	8
その他	142	その他	8
無形固定資産	98	負債合計	9,605
その他	98	(純資産の部)	
投資その他の資産	428	株主資本	8,887
関係会社株式	293	資本金	1,848
関係会社出資金	41	資本剰余金	1,877
長期貸付金	459	資本準備金	1,834
その他	16	その他資本剰余金	43
貸倒引当金	△381	利益剰余金	5,324
		その他利益剰余金	5,324
		繰越利益剰余金	5,324
		自己株式	△162
資産合計	18,492	純資産合計	8,887
		負債・純資産合計	18,492

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,882
売上原価		12,810
売上総利益		1,071
販売費及び一般管理費		2,534
営業損失		1,462
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	124	
為替差益	0	
受取賃貸料	30	
その他	4	174
営業外費用		
支払利息	63	
支払手数料	41	
賃貸費用	34	
貸倒引当金繰入額	137	
その他	2	278
経常損失		1,567
税引前当期純損失		1,567
法人税、住民税及び事業税	42	
法人税等調整額	583	625
当期純損失		2,193

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2025年1月1日残高	1,848	1,834	43	1,877
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	-	-
遡及処理後2025年1月1日残高	1,848	1,834	43	1,877
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純損失	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2025年12月31日残高	1,848	1,834	43	1,877

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2025年1月1日残高	7,883	7,883	△162	11,446	11,446
誤謬の訂正による累積的影響額	△287	△287	-	△287	△287
遡及処理後2025年1月1日残高	7,596	7,596	△162	11,159	11,159
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△78	△78	-	△78	△78
当期純損失	△2,193	△2,193	-	△2,193	△2,193
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	△2,271	△2,271	-	△2,271	△2,271
2025年12月31日残高	5,324	5,324	△162	8,887	8,887

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品 ……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 ……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 4～12年

無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づいて計上しております。

(3) 製品保証引当金 ……………製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証期間内の発生見込額を計上しております。

(4) 受注損失引当金 ……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

-
- (5) 役員退職慰労引当金 ……………役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 当社は、半導体製造装置の開発・製造・販売、並びに、納入済み装置に対する保守用部品及び装置改造の提供を主な事業の内容としております。これら装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供、保守用部品の販売、改造等の提供を主な履行義務として識別しております。

- (2) 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

半導体製造装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供については、主として、装置の立上に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

保守用部品の販売については、主として、顧客に保守用部品が引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、保守用部品の国内の販売において出荷時から当該保守用部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

改造については、主として、改造作業が完了した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「連結注記表 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	2,744百万円
仕掛品	3,159百万円
原材料及び貯蔵品	8,733百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1. 棚卸資産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

2. 製品保証引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

107百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 製品保証引当金 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

誤謬の訂正に関する注記

当社は、2026年2月6日付「2025年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2026年2月9日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、一部の過年度会計処理について、売上計上時期（2023年12月期及び2024年12月期）に関する事実関係の調査など確認すべき事項が生じたことから、当社と利害関係のない外部専門家である弁護士及び公認会計士によって構成された特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

当社は、特別調査委員会から2026年4月30日に調査報告書を受領し、その結果、2022年12月期から2024年12月期にかけて、複数の半導体洗浄装置の売上計上時期を不正に操作する不適切な会計処理が行われたことが判明いたしました。

これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並びに中間連結財務諸表を訂正することいたしました。

なお、訂正に際しては、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項、及び追加的に判明した会計処理の誤謬の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は287百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務
該当事項はありません。
2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。
有形固定資産減価償却累計額 1,182百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務は、次のとおりであります。
短期金銭債権 161百万円
長期金銭債権 458百万円
短期金銭債務 287百万円
4. 役員退職慰労引当金には執行役員退職慰労金2百万円を含んでおります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,877百万円
売上原価	1,396百万円
販売費及び一般管理費	606百万円
営業取引以外の取引高	167百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数	
普通株式	343,648株

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	683百万円
減価償却超過額	91百万円
メンテナンス業務費	70百万円
未払費用	4百万円
賞与引当金	17百万円
製品保証引当金	32百万円
受注損失引当金	149百万円
役員退職慰労引当金	22百万円
関係会社株式評価損	60百万円
貸倒引当金	119百万円
その他	23百万円
繰延税金資産小計	1,276百万円
評価性引当額	△1,272百万円
繰延税金資産合計	4百万円
繰延税金負債	
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△4百万円
繰延税金資産純額	－百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ZEUS Co., Ltd.	被所有 直接66.3%	営業取引	製品の販売 材料仕入等	1,083 456	売掛金 前受金 買掛金	122 2 38

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 親会社との取引条件については、独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。
2. 親会社は、韓国取引所(KOSDAQ)に上場しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	J.E.T. Korea Co., Ltd.	所有 直接100%	営業取引 資金の援助 役員の兼任	材料仕入等 (注1) 資金の貸付 貸付金の受 取利息 (注2)	404 — 10	買掛金 長期貸付金 (注4)	13 218
子会社	株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ	所有 直接100%	資金の援助 設備の賃貸 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の受 取利息 (注3) 資産賃貸収 入(注5)	40 2 30	長期貸付金 (注4) 流動負債そ の他	240 2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 親会社及び子会社との取引条件については、独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。
2. 市場金利を勘案して利率を決定しており、返済期限は2026年6月30日（貸借対照表の表示は同社の財務状況を勘案して長期貸付金に表示）であり、担保は受け入れておりません。
3. 市場金利を勘案して利率を決定しており、返済期限は2026年2月20日及び2026年2月21日（貸借対照表の表示は同社の財務状況を勘案して長期貸付金に表示）であり、担保は受け入れておりません。
4. 子会社に対する長期貸付金の金銭債権に対して貸倒引当金381百万円を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金繰入額137百万円を計上しております。

5. 賃貸借契約に基づき、子会社が土地及び建物を使用するものであり、その取引条件は交渉によって決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	677円07銭
1 株当たり当期純損失	△167円08銭

重要な後発事象に関する注記

(過年度決算訂正関連費用等)
連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(当社連結子会社に対する債権放棄)

当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、当社連結子会社であるJ.E.T. Korea Co.,Ltd. (以下、JET韓国という)の事業の全てを、2026年1月1日付で当社に譲渡することを決議いたしました。また、2026年1月20日開催の取締役会において、JET韓国に対する債権を放棄し、清算手続きを開始する旨を決議いたしました。

(1)債権放棄に至った理由

JET韓国の収益性及び将来性等を総合的に勘案した結果、同社の事業の全てを当社に譲渡し、事業譲渡後は当社の支社として、事業を遂行することが最善であると判断致しました。

(2)当該子会社の概要

①名称	J.E.T. Korea Co.,Ltd.
②本店所在地	大韓民国 京畿道華城市
③代表者	代表理事 檀本忠行
④事業内容	半導体洗浄装置の製造・販売
⑤資本金	1,000百万ウォン
⑥当社の持株比率	100%

(3)債権の内容、金額および実施時期

①債権の種類および金額	貸付金 2,000百万ウォン (2025年12月31日現在)
②債権放棄の実施日	2026年1月20日

(4)業績に与える影響

本債権放棄により発生する貸倒損失の金額につきましては、当事業年度までの当社個別決算において、見込まれる損失の全額を引当計上しております。また、翌事業年度以降において、当社の業績に重要な影響を与える損失発生の見込みはありません。

監査報告書

連結会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社ジェイ・イー・ティ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・イー・ティの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・イー・ティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度の誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社ジェイ・イー・ティ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 秀男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	徳野 大二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・イー・ティの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度の誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、次の点を除き指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載のとおり、財務報告にかかる内部統制における開示すべき重要な不備につきましては、特別調査委員会の調査結果及び提言を受けて再発防止策の策定及び改善に取り組んでおり、監査役会としても監査上の重点項目の一つとして認識し、引続き内部統制システムの運用状況について監視、検証を行ってまいります。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月12日

株式会社ジェイ・イー・ティ 監査役会

常勤監査役 今井 志郎

社外監査役 寺尾 耕治

社外監査役 山本 実治

以 上

株主総会継続会会場ご案内図



会場

岡山県岡山市北区駅元町15番1号

ANAクラウン
プラザホテル岡山
1階 曲水

TEL 086-898-1111



交通のご案内

JR岡山駅から徒歩約1分

